

件名:お客様対応業務システムの更改・機能改修(年金相談事跡管理機能等)に係る設計・開発・アプリケーションプログラム保守及び運用維持業務

意見招請回答

No.	該当資料	ページ 章番号等	区分	意見内容	回答
1	調達仕様書	P.2	提案	2. 2目的について お客様対応業務システムとコールセンター支援システムの統合する方法として、お客様対応業務システムの機能追加ではなく、同じインフラ基盤にコールセンター支援システムを構築し、お客様対応システムとインターフェイスを改善することで目的を達成することも可能と考えます。コールセンター支援システムの利用者のユーザビリティを維持し、現行資産を有効に活用することができる、もしくは実現方法も可能な調達仕様として頂きたい。	コールセンター支援システムは、サービス利用契約により提供を受けており、現有資産の有効活用という観点には当たらず、ユーザの利便性や情報の一元管理、保守性等の観点から実現方式を検討し、お客様対応業務システムの機能追加を行うこととしたものです。 本システムと同じインフラ基盤にコールセンター支援システムを構築することを提案する場合、ユーザの利便性や情報の一元管理をどのように実現するか、また、インシャルコスト、(保守期間を含めた)トータルコスト、開発期間、品質、保守性(影響調査の容易性)、稼働後の保守における競争性といった観点で他の構築方式(本システムに機能追加を行う方法)と比較検討した結果を示し、提案方式のメリットを明確にさせていただくことを予定しています。
2	調達仕様書	P.9	提案	今回の調達では、総合評価落札方式とのことですが、機能改修については、一般的なシステム改修と考えられるため、技術点:価格点の比率については1:1が適していると考えます。ご検討の程よろしく願いいたします。	総合評価に関する評価項目、配点等については本公告において提示いたします。
3	調達仕様書	P.9 3.2	要望	「お客様対応業務システムの更改・機能改修(年金相談事跡管理機能等)に係る設計・開発・アプリケーションプログラム保守及び運用維持業務」と「お客様対応業務システムサーバ設備等のリース及び保守業務」は、相互に入札制限の対象とする。」と記載がございしますが、「政府情報システムの整備及び管理に管理に関する標準ガイドライン」を確認したところ「設計・開発」と「サーバ設備等のリース及び保守業務(賃貸借等)」は相互に入札制限の対象になる記述は見あたりませんでした。 本案件の受託者は「お客様対応業務システムサーバ設備等のリース及び保守業務」の調達仕様書の作成に直接関与しているわけではなく、設計開発の観点から「製品選定候補一覧」を提出することになりますが、これは貴機構からの情報提供依頼(RFI)に対する情報提供と同等のものと考えられますので、調達制限の緩和をお願いします。	入札制限については、「情報システムにかかる政府調達の基本方針」(2007年(平成19年)3月1日 各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)など、政府共通の取り扱いに基づき、また、事業者の皆様からの意見やシステム構築の実情などを踏まえ、必要に応じて点検・見直しのうえ決定させていただきます。
4	調達仕様書	P.10	質問	(4) 基盤設計・基盤詳細設計・構築・テストにある指定ソフトウェアとは、「要件定義書」別紙7『基盤対象ソフトウェア(現行)』で網掛けのソフトウェアは含むのでしょうか。	網掛けとなっているソフトウェアは、指定ソフトウェア製品に含みません。

No.	該当資料	ページ 章番号等	区分	意見内容	回答
5	調達仕様書	P.15 4.2(1)	要望	<p>【納入成果物について】 「表4.2.1 納入成果物一覧」の項番15「基本設計書(基盤)」については、納入時期が平成29年10月20日となっており、関連する他の設計書(非機能要件定義、システム全体方針書等)と比較し早い時期が設定されておりますが、当該設計書は、関連する他の設計書との整合性を取る必要があると考えております。 そのため納入時期については「基本設計工程完了時」に見直しいただき、必要に応じて、納入時期前の指定期日(平成29年10月20日)までに、その時点で必要となる情報を提供すること等の記載に見直しいただけますよう、よろしくお願い致します。 なお、その場合には納入期日前に必要な情報についても明確化をお願い致します。</p>	稼働時期の見直しによる構築期間の確保を検討しており、納入成果物の納入期限についても必要な見直しを行い、本公告において提示いたします。
6	調達仕様書	P.18 4.2(2)	要望	<p>【納入成果物について】 「納入成果物を作成するにあたっては、記載方法及び体裁について事前に機構へサンプルを提示し、・・・」と記載がございますが、記載方法及び体裁は、表4.2.1項番14「基盤設計ガイド」に従い現行システムのドキュメントを改訂するため、あらためてサンプルを事前提示する必要はないという認識です。 認識に相違ない場合、記載方法及び体裁に関する事前サンプルの提示・承認にかかる要件の見直しをお願い致します。</p>	<p>「基本設計書(基盤)」、「詳細設計書(基盤)」については、「基盤設計ガイド」に従い作成いただくこととなりますが、その他の納入成果物も含め、現行システムのドキュメントを改訂するものについては、事前にサンプルを提示いただく必要はございません。 現行システムと異なる記載方法及び体裁をとるものについては、事前に機構へサンプルを提示する旨を調達仕様書に明記し、本公告において提示いたします。</p>
7	調達仕様書	P.19 4.2(4)	要望	<p>【納入成果物について】 「電磁的記録媒体の種類は、CD-R・DVD-Rもしくは機構が用意するUSBメモリを用いること」と記載がございますが、USBメモリの使用を含めた貴機構との情報授受に関しては、その利用手順や取扱規則等を貴機構より提示いただける認識でよろしいでしょうか。 認識に相違がない場合、USBメモリに関する利用手順や取扱規則等は貴機構より別途提示いただける旨の追記をお願い致します。</p>	機構が用意するUSBメモリを使用する際には、利用手順等を提示します。その旨を調達仕様書に記載し、本公告において提示いたします。
8	調達仕様書	P.20 4.2(5)	要望	<p>【納入成果物について】 「・・・紙媒体2部(正副各1部)を納入」と記載がございますが、紙資源削減・コスト削減を目的に、テスト実施結果など物量ある成果物については、媒体納入のみでも可能としていただきますよう、記載の見直しをお願い致します。</p>	テスト実施結果等、物量のある納入成果物については、納入する際の形式・方法について機構と協議の上、決定する旨を調達仕様書に追記し、本公告において提示します。

No.	該当資料	ページ 章番号等	区分	意見内容	回答
9	調達仕様書	P.21 5.1(1) 図5.1.1	要望	図5.1.1の作業体制図上に、基盤導入業者が存在致しません。基盤導入業者は、重要なステークホルダであり、関係性を明確化する上で、図上に記載をお願い致します。 また、本システムと接続するインタフェースを有するシステムの関連業者、およびシステム運用全般を管理すると想定されるシステム運用部様等の記載もございませんので、これらのステークホルダーとの関係性についても明確化をお願いします。	ご指摘を踏まえた見直しを行い、本公告において提示いたします。
10	調達仕様書	P.24 5.1(4)	要望	「機構職員が緊急招集した場合は、2時間以内に参集できること。」と記載がございますが、招集される場所は機構本部と想定されますが、招集がかかる時間帯について不明確となっております。休日や夜間も含まれる場合、機構職員様からの緊急招集に対応できる開発体制を確立する必要があると考えるため、平日の日中時間帯等、必要となる時間帯について、明確化をお願いします。	「機構職員が緊急招集した場合は、2時間以内に参集できること。」とは、障害対応等のアプリケーションプログラム保守及び運用維持業務期間における内容です。そのため、平日、特定日ともに原則9:00～17:30の時間帯を対象としています。(要件定義書4.17(2)③をご参照ください。)その旨を調達仕様書に明記し、本公告において提示いたします。
11	調達仕様書	P.24 5.1(3)③	要望	「受託者は、要員の氏名・連絡先、主な業務経歴を記載した体制表を作成し、機構へ提出すること。また、契約期間中において要員の変更があった場合も同様とする。」とありますが、請負契約・準委任契約においては、法人として仕事の完成すること及び作業の遂行することが契約の目的であり、それら作業に係る個々の作業従事者の選定については弊社に一任されているものと存じております。要員の体制表への記載は各グループリーダーまでにとどめ、これをもって事前届出とするようお願いいたします。	日本年金機構では、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」に基づき、「外部委託先における情報セキュリティ対策」のひとつとして、委託業務に携わる者を特定するための情報や委託事業従事者の所属・専門性(情報セキュリティに係る資格研修実績等)及び実績等に関する情報を提供いただくこととしています。ただし、「委託業務に携わる者を特定するための情報」として、要員の連絡先は不要と考えることから、調達仕様を修正し、本公告において提示します。
12	調達仕様書	P.27 6.3(3) P.31,32 9.1(3) 9.2	要望	「国籍に関する情報提供」の記載がございますが、従事者の国籍は個人情報に当たるため、弊社では国籍情報を管理しておりません。国籍情報の調査・開示に当たってはその利用目的・管理方法を本人に伝えた上で同意が必要となります。本人の同意を得るため、以下の点をご教示頂きたいお願い致します。 ①国籍に関する情報が必要となる理由 ②利用目的 ③日本年金機構殿における個人情報の管理方法 ④国籍に関する情報の具体的な開示方法・開示範囲 ⑤(再委託先・再々委託先)国籍の情報を開示できない場合は再(再)委託申請が認められない可能性の有無	国籍に関する情報の確認は、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準(平成28年度版)」の規定により実施するものであり、主に委託業者に対して外国政府からの影響を受けるおそれが十分排除されているかなどの点を確認することを求めています。 「再委託に係る承認申請書」は、契約締結後、再委託を実施する前までに提出のうえ、承認を受ける必要があります。なお、日本年金機構における個人情報の取扱いについては、内部規程に則り厳格に管理することとしています。
13	調達仕様書	P.30 9.1(2) 表 9.1.1	要望	「表9.1.1 再委託区分」について、「設計」に関する一部作業が、再委託可となっております。開発の一部作業を作業委託する上で、設計フェーズからの再委託先の参画が、後工程での品質を確保する上で、重要と考えます。そのため、「設計にかかる一部作業」を再委託可として頂けますよう宜しくお願い致します。	「設計」についても、主体的部分を除く一部作業については再委託可となりますので、調達仕様書を修正し、本公告において提示します。

No.	該当資料	ページ 章番号等	区分	意見内容	回答
14	調達仕様書	P.31 9.1(5)	要望	再(々)委託先の連絡窓口についてですが、機構殿との窓口は受託者であるため再(々)委託先の連絡を機構殿へ提出する項目は削除をお願いいたします。再(々)委託先へ連絡が必要な場合は受託者窓口から展開します。これは再(々)委託先に対するガバナンス確立するために必要なためです。	日本年金機構では、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」に基づき、再(々)委託先の情報セキュリティを確保するために、受託者に対し必要な情報の提供を求めるとしてあります。 再(々)委託先への連絡は、主に受託者を通じて行いますが、セキュリティインシデント等の発生に備えて、日本年金機構から再(々)委託先へ直接連絡する手段を確保しておくべきであり、再(々)委託先の連絡先は情報セキュリティを確保する上で必要な情報と考えております。
15	調達仕様書	P.31 9.1(6)	質問	「委託業務において取り扱う情報について、再委託先(再々委託先を含む。)が閲覧することがないように、受託者は情報を厳重に管理すること。」と記載がございますが、取り扱う情報には設計書や貴機構から提供される資料等のドキュメント類は含まれておらず、本システム(本番環境)のデータベースで管理されている個人情報等を直接閲覧することが、その対象であるとの認識でよろしいでしょうか。	取り扱う情報は、本システムで管理するデータ全般及び機構から提供するドキュメント等すべてとなります。やむを得ず再委託先(再々委託先を含む。)において委託業務にかかる情報を閲覧する必要がある場合には、受託者は事前に機構の承認を得てください。調達仕様書についてもその旨を修正し、本公告において提示します。
16	調達仕様書	別紙2 項番69、70、71	要望	【役務分担表について】 項番69「システム処理パターンの定義」、項番70「システム処理方式設計」、項番71「システム構成設計」の役務については、基盤構築業者が受託後、導入する基盤製品及び基盤処理方式に応じて成果物を見直し及び修正を行うという認識でよろしいでしょうか。 認識に相違ない場合、上記作業に関する本受託者と基盤構築業者の役務を分けて記載いただく等、役務分担表の見直しをお願い致します。	「別紙2 関連業者との役割分担表」とおり、項番69～71は本受託者の役務となります。項番69～71に限らず、成果物の納入後に見直しが発生することは考えられますが、その際の成果物の更新は、成果物を納入した事業者の役務として対応することとなります。
17	調達仕様書	別紙2 項番83	要望	【役務分担表について】 項番83「運用機能設計」の役務のうち、例えば、システム監視やバックアップ運用等、基盤構築業者が設計すると想定される範囲については、基盤構築業者が主体的に実施するという認識でよろしいでしょうか。 認識に相違ない場合、「運用機能設計」に関する本受託者と基盤構築業者の役務を分けて記載いただく等、役務分担表の見直しをお願い致します。	システム監視やバックアップ運用も含め、運用機能設計は本受託者が行います。 本受託者の実施した運用機能設計に基づき、基盤構築業者が詳細設計及び実装を行います。
18	調達仕様書	別紙2 項番98	要望	【役務分担表について】 項番98「基盤導入計画」の主たる作業者が本受託者となっておりますが、調達仕様書「表4.2.1納入成果物一覧」には、基盤製品導入計画書がありません。基盤製品導入計画書の作成役務は、基盤構築業者という認識でよろしいでしょうか。 認識に相違ない場合、役務分担表の見直しをお願い致します。	「別紙2 関連業者との役割分担表」とおり、「基盤製品導入計画書」の作成役務は本受託者となります。調達仕様書「表4.2.1納入成果物一覧」に漏れがありましたので、修正のうえ、本公告において提示します。

No.	該当資料	ページ 章番号等	区分	意見内容	回答
19	調達仕様書	別紙2 項番115、117	要望	<p>【役務分担表について】 基盤結合テストについて、「基盤結合テスト計画・準備」及び「基盤結合テスト実施」は、基盤構築業者にて主体的に担当する範囲もある認識です。 認識に相違ない場合、「基盤結合テスト」に関する本受託者と基盤構築業者の役務を分けて記載いただく等、役務分担表の見直しをお願い致します。</p>	<p>ご認識のとおり、「基盤結合テスト計画・準備」及び「基盤結合テスト実施」は、「指定ソフトウェア製品」に関しては本受託者、「指定ソフトウェア製品以外」に関しては基盤構築業者が主体的に実施します。 「別紙2 関連業者との役割分担表」を修正し、本公告において提示いたします。</p>
20	調達仕様書	別紙2 項番142、146	要望	<p>【役務分担表について】 基盤構築業者が作成した「システム切替手順書」に従い、本受託者が移行リハーサル及び本番システム切替を実施するという認識でよろしいでしょうか。 また、その場合システム切替手順書の漏れや不備により、計画通りにシステム切替が実施できない場合、基盤構築業者がその責務を負うという認識でよろしいでしょうか。 認識に相違ない場合、要件定義書P.29 4.13(1)④においては本受託者が「システム切替手順書」を作成する旨が記載されておりますので、整合性のとれた要件に見直しをお願いします。 上記ではなく、本受託者、基盤構築業者の各々が主体的に対応する範囲がある場合には、本受託者と基盤構築業者の役務を分けて記載いただく等、役務分担表、および要件定義書の見直しをお願い致します。</p>	<p>要件定義書4.13(1)④に記載のとおり、「システム切替手順書」は本受託者が作成します。 調達仕様書を修正し、本公告において提示いたします。</p>
21	調達仕様書	別紙4 閲覧 資料一覧	要望	<p>閲覧資料と一覧に、現行のお客様対応業務システムの業務マニュアルを追加いただけないでしょうか。</p>	<p>お客様対応業務システムを使用して行う業務全体のマニュアル(運用マニュアル)と、システムの操作方法を示すマニュアル(システム操作マニュアル)を閲覧資料として追加することを予定しています。 調達仕様書を修正し、本公告において提示いたします。</p>
22	要件定義書	—	要望	<p>【役務範囲について】 要件定義書の記載内容として、アプリケーション開発業者、基盤構築業者、運用管理業者の各役務範囲が集約して記載されており、受託者の作業スコープが不明瞭に見受けられます。また、アプリケーション開発業者、基盤構築業者が受託者として表現されているケースがあり、混同する記載がございます。本調達のスコープの明確化をお願い致します。</p>	<p>各受託者の役務範囲が明確となるよう要件定義書を修正し、本公告において提示いたします。</p>

No.	該当資料	ページ 章番号等	区分	意見内容	回答
23	要件定義書	P.5 3.5 表3.5.1 別紙1非機能要件	要望	表3.5.1「外部システム一覧」に記載がありませんが、非機能要件項番9「連携する外部システム」に「コールセンター支援システム」の記載がございます。コールセンター支援システムで実現していた機能の追加を本受託業務で実施すること等より、本連携は不要となることが想定されます。また、インターネット用メールについては「※現在は運用を停止中」と記載がございます。 つきましては、本受託業務において接続が必要な外部システム、及び接続が不要になる外部システムを明確にさせていただけますよう、よろしくお願い致します。	ご意見を踏まえ、要件定義書を修正し、本公告において提示いたします。
24	要件定義書	P.8	質問	4. 4信頼性に関する事項 要件定義書に示されている案件で、現行システムで満たしていない要件があればご教示ください。	「表4.4.1応答時間」のうち、「No.4 統計分析機能における画面遷移」については、現行システム構築当時におけるデータ量の想定を超えるデータ量を取り扱うこととなった等の要因により、満たせていない状況です。 本調達においては、システムのライフサイクルにおけるデータ量等の増加率を示し、それを前提として応答時間の要件を満たすシステムを構築します。 要件定義書を修正し、本公告において提示いたします。
25	要件定義書	P.9	質問	4. 5信頼性に関する事項 要件定義書に示されている案件で、現行システムで満たしていない要件があればご教示ください。	ありません。
26	要件定義書	P.10	質問	4. 10情報セキュリティに関する事項 要件定義書に示されている案件で、現行システムで満たしていない要件があればご教示ください。	現行システム構築時と現在で、求めるセキュリティ要件が異なります。本調達においては調達仕様書及び要件定義書で示すセキュリティ要件を全て満たすシステムを構築する必要があります。

No.	該当資料	ページ 章番号等	区分	意見内容	回答
27	要件定義書	P.11 4.10(4)	要望	<p>【情報セキュリティ対策要件について】 「4.10(4)情報セキュリティ対策要件」に関して、本システム全体で対策すべき事項が要件として記載されているものと読取れます。これらの要件に対する対応策として「製品導入」「本受託者が作業を行う(作業を委託する)」「本受託者以外が作業を行う」等の選択肢があるものと想定されます。</p> <p>また、具体的な対応策を検討するにあたり、どのような脅威への対策が必要なのかが不明確となっております。対応内容によっては、見積及び開発期間に大きく影響するものも出ることが想定されるため、本受託者が実施すべき範囲および対応内容等、本調達のスコープを明確にしてくださいませよう、お願い致します。</p>	<p>脅威については、機構内で利用する内部システムであり、外部の接続は行わないことをふまえ、以下を想定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マルウェア感染 ・ログの管理機能不足 ・内部犯行による管理者権限の悪用、情報の搾取、情報・ログの改ざん ・システムの構成管理不足 ・システムの低可用性 <p>これらの脅威をふまえた情報セキュリティの対応策について、効率的かつ効果的な実施方法、その実施方法を選択した経緯、役割分担等の提案をお願いいたします。</p> <p>また、㊸セキュリティの要件定義の役務については、当要件定義書に含んでいるため、削除することとします。要件定義書を修正し、本公告において提示します。</p>
28	要件定義書	P.11 4.10(4)③	要望	<p>【情報セキュリティ対策要件について】 「ログ(アクセス)管理」として、「ログを常時監視し、不正な操作があった場合には即時に管理者へ通知できる仕組みを構築すること」と記載がございますが、監視すべき範囲、取得すべきログ、不正な操作の定義が不明確です。想定する脅威の範囲によっては、利用者の操作端末(WM、VDT)への製品導入や端末との連携が必要になる可能性があり、対策範囲がお客様対応業務システムに閉じない可能性もございます。つきましては、本受託者が実現すべき内容等、本調達のスコープについて明確にしてくださいませよう、お願い致します。</p>	<p>脅威については、機構内で利用する内部システムであり、外部の接続は行わないことをふまえ、以下を想定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マルウェア感染 ・ログの管理機能不足 ・内部犯行による管理者権限の悪用、情報の搾取、情報・ログの改ざん ・システムの構成管理不足 ・システムの低可用性 <p>また、不正は操作は以下を想定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同一ユーザによる一定の閾値を超える画面からの検索や帳票出力 ・同一ユーザによる一定の閾値を超えるDBサーバへのアクセス回数(成功・失敗) ・同一ユーザによる一定の閾値を超えるシステムへのログイン失敗回数 <p>これらの脅威及び不正操作をふまえたログ管理について、効率的かつ効果的な実施方法、その実施方法を選択した経緯、役割分担等の提案をお願いいたします。</p>

No.	該当資料	ページ 章番号等	区分	意見内容	回答
29	要件定義書	P.12 4.10(4)⑧ア	要望	<p>【情報セキュリティ対策要件について】 脆弱性対策として、「本調達に基づく更改が影響する範囲について、第三者による脆弱性検査を実施し、…」と記載がございますが、更改が影響する範囲としては「Webアプリケーションに関する部分」のみならず、「サーバやネットワーク機器」に関する部分についても対象と読取れます。ただし、お客様対応業務システムは複数の業者により構成されるシステムであることから、本受託者のみでシステム全体の脆弱性対策を実施することは困難であると考えております。 つきましては、本受託者が実現すべき内容等、本調達のスコープについて明確にさせていただきますよう、お願い致します。</p> <p>なお、本システムが想定する脅威の範囲によっては、第三者による脆弱性検査等が不要な可能性もございますので、必要性についても検討をお願い致します。</p>	<p>脅威については、機構内で利用する内部システムであり、外部の接続は行わないことをふまえ、以下を想定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マルウェア感染 ・ログの管理機能不足 ・内部犯行による管理者権限の悪用、情報の搾取、情報・ログの改ざん ・システムの構成管理不足 ・システムの低可用性 <p>また、本調達による受託者の役務は、「アプリケーションプログラムの設計・開発業務」であることから、脅威の範囲と受託者の役務の範囲をふまえ、本調達における脆弱性検査は、「アプリケーションプログラムに関する部分について受託者にて実施する」とし、調達仕様書に明記のうえ、本公告において提示いたします。</p>
30	要件定義書	P.14 4.10(4)⑩	要望	<p>【情報セキュリティ対策要件について】 「不必要なデータの操作を検知できるよう、以下を例とする措置を講じること」と記載がございますが、例示されている「一定数以上のデータ取得」や「データ取得時刻が不自然」などを検知する場合、業務ピーク時によるアクセス増加や長時間の処理などにより、業務バッチ処理などのDBアクセス(正常処理)を誤検知する可能性があります。 不必要なデータアクセスかどうかの判断も困難であるため、運用管理業者含めた運用負荷の増加、保守対応工数の増加となる可能性があります。 また本対策については、実現にあたり市販ソフトウェアの導入等が必要な可能性もございます。 つきましては、想定される脅威について明確にして頂き、本受託者が実現すべき内容、本調達のスコープについて明確にさせていただきますよう、お願い致します。</p>	<p>脅威については、機構内で利用する内部システムであり、外部の接続は行わないことをふまえ、以下を想定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マルウェア感染 ・ログの管理機能不足 ・内部犯行による管理者権限の悪用、情報の搾取、情報・ログの改ざん ・システムの構成管理不足 ・システムの低可用性 <p>また、不必要なデータ操作は以下を想定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同一ユーザによる一定の閾値を超える画面からの検索や帳票出力 ・同一ユーザによる一定の閾値を超えるDBサーバへのアクセス回数(成功・失敗) ・本システムを使用できない端末(WM,VDT以外の端末)からのアクセス有無 <p>これらの脅威及び不必要なデータ操作をふまえて、効率的かつ効果的な検知方法、検知範囲、その他に考えられる不必要なデータの操作やその対策等の提案をお願いいたします。</p>

No.	該当資料	ページ 章番号等	区分	意見内容	回答
31	要件定義書	P.17 4.10(4)28イ	質問	【情報セキュリティ対策要件について】 「セキュリティの問題を想定し、それに対する対策を実践できるセキュリティ知識を備えたテストが、ホワイトボックス検査によるセキュリティテストを行うこと。」 「使用するプログラミング言語に対する既知の攻撃手法を熟知し、それに対して新たな脆弱性を発見できるセキュリティ知識を備えたテストが、ブラックボックス検査によるセキュリティテストを行うこと。」と記載がありますが、これらについては、「29 既知の攻撃」にて求められている検証や「30 セキュリティテストの計画と管理」で設定するテスト項目に従い受託者内の要員によりテストをすることであり、これらとは別の観点でのテスト等を要求しているわけではないとの理解でよろしいでしょうか。またその範囲は本受託者が作成、修正したアプリケーションプログラムに対しての確認を行うとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおり、セキュリティテストは、「29 既知の攻撃」にて求める検証や「30 セキュリティテストの計画と管理」で設定するテスト項目に従い、受託者内の要員によりテストを実施いただきます。 ただし、セキュリティテストは、今回構築するシステムにおいて、本受託者の役務の範囲(アプリケーションプログラム全体、指定ソフトウェア製品)を対象として実施してください。
32	要件定義書	P.12 4.10(4)㉑	要望	「サポートのライフサイクルポリシーが事前に公表されていない製品を導入する場合は、サポートが継続して行われるように後継製品への更新計画を提出すること。なお、後継製品に更新する場合の費用は本調達を含むものとする。」との要件がございますが、現時点で公表されていない後継製品に対して、更新計画を策定すること、更新にかかる費用を正確に算出することは困難であると考えます。 例えば、現行システムの利用しているワークフローソフトウェアや統計分析にかかるソフトウェア等は、現時点ではサポートのライフサイクルポリシーが公表されていない製品にあたります。これらの更新費用について、後継バージョンの仕様が不明確な現時点において、本調達に見込むことは不要に見積を高くする可能性もございます。 つきましては、更新計画については、サポートのライフサイクルポリシーが公表された時点で、対応方針について貴機構と協議を行う、また「後継製品に更新する場合の費用」については、本調達では製品にかかる情報提供のみとする等、要件の見直しをご検討ください。	更新計画は、サポートのライフサイクルポリシーが公表された時点で、対応方針について機構と協議を行うこととし、また「後継製品に更新する場合の費用」について情報提供を行うよう要件の見直しを行い、要件定義書を修正のうえ、本公告において提示いたします。
33	要件定義書	P.13 4.10(4)㉒	要望	【役務範囲について】 情報セキュリティが侵害された場合の対処として、「本調達受託者は、対面又は、電話等の即時性の高い連絡手段で当該事故に係る第一報を直ちに機構へ伝達し、…」と記載がございますが、役務分担上、システム稼働後の障害検知時の一次切り分けは運用管理者です。記載の見直しをお願い致します。	障害を検知した場合の一次切り分けは運用管理者ですが、要件定義書4.10(4)㉒は、情報セキュリティが侵害された場合の対処について記載したものであり、システム障害検知時における対処とは異なります。要件定義書のとおり、受託業務において、情報セキュリティが侵害され又はその恐れがある場合は、直ちに機構へ連絡してください。
34	要件定義書	P.15 4.10(4)22	質問	【役務範囲について】 セキュリティ機能の設計・実装・構成管理は、基盤構築業者が導入するセキュリティ製品に依存するため、本要件は基盤構築業者の役務作業との認識でよろしいでしょうか。	情報セキュリティ機能の設計は、本受託者の役務となります。 実装は、アプリケーションプログラム開発及び指定ソフトウェア製品に関しては本受託者、指定ソフトウェア製品以外の製品に関しては、基盤構築業者の役務となります。

No.	該当資料	ページ 章番号等	区分	意見内容	回答
35	要件定義書	P.20 4.11(1)②ア	要望	②ハードウェア要件 ア. 基本要件に「最大でEIA規格の19インチラック3台以内とすること。」と記載がございますが、コールセンター支援システムで実現していた機能の追加等に伴い業務量やシステム利用者数が増加すると想定しており、現行システムと比較してサーバ台数が増加する可能性があると考えております。そのため、ラック台数を現行システムと同数以内(5台)として頂きます様、要件の見直しをお願い致します。	「可能な限り、省スペース及び省電力を考慮した構成とし、EIA規格の19インチラックに搭載可能なハードウェアとすること。」とするよう修正し、本公告において提示します。
36	要件定義書	P.20 4.11(1)②ア	要望	②ハードウェア要件 ア. 基本要件に「ハードウェア全体の消費電力は現行システムよりも低電力であること」と記載がございますが、コールセンター支援システムで実現していた機能の追加等に伴い業務量やシステム利用者数が増加すると想定しており、現行システムと比較してサーバ台数が増加する可能性があると考えております。そのため、本要件については、削除いただきますようお願い致します。	No35にも示すとおり、可能な限り省電力を考慮した構成とするよう記載を修正し、本公告において提示します。
37	要件定義書	P.20 4.11(1)②イa)	要望	【役務範囲について】 ハードディスク容量については、本受託者が算出した必要容量に加え、基盤構築業者においてもシステムバックアップや基盤保守に必要な容量を見積り、機器を納入するという認識でよろしいでしょうか。 認識に相違ない場合、本受託者の対応する範囲について明確にしてくださいませよう、記載の見直しをお願い致します。	要件定義書のとおり、本受託者が運用設計を行うため、システムバックアップや基盤保守に必要な容量も見積もる必要があります。
38	要件定義書	P.21 4.11(2)	要望	【役務範囲について】 「ソフトウェア製品のうちで、受託者が実施するAP開発に対し影響を与える製品については、機構と協議の上、製品名を指定し調達する想定である。指定ソフトウェア製品については受託者が詳細設計(パラメータ設計)を実施し、指定ソフトウェア製品の導入・設定、テスト(単体、結合)を行うこと。」と記載がございますが、指定ソフトウェア製品以外の詳細設計(パラメータ設計)、導入・設定、テストは、基盤構築業者が実施する等要件の明確化をご検討いただきますようよろしくお願い致します。	指定ソフトウェア製品以外の製品における詳細設計、導入・設定、テストについては基盤構築業者が実施する旨を要件定義書を明記し、本公告において提示いたします。
39	要件定義書	P.21 4.11(2)②ア	要望	【役務範囲について】 「受託者の責任と負担においてライセンスを購入し、管理すること。」と記載がございますが、ライセンスを購入するのは、基盤構築業者である認識でよいでしょうか。認識に相違がない場合、記載の見直しをお願い致します。	ご認識のとおり、ライセンスの購入は基盤構築業者となるため、要件定義書を修正し、本公告において提示いたします。
40	要件定義書	P.21 4.11(2)②ア	質問	「最新のバージョンを提供すること」とありますが、市販ソフトウェア製品の組み合わせにより、動作保証がとれているバージョンを提供するという認識でよろしいでしょうか。	「ソフトウェアメーカーと保守契約を結ぶことで提供されるバージョンについて、受託者の責任と負担により、システムを構成するハードウェアおよびソフトウェアの動作確認が得られている最新のバージョンを提供すること。 構築期間中に最新バージョンが公開された場合は、対応可否について機構と協議をすること。」とするよう要件定義書を修正し、本公告において提示いたします。

No.	該当資料	ページ 章番号等	区分	意見内容	回答
41	要件定義書	P.22 4.11(2)②ア	要望	「IPv6に対応した通信を行うことが可能なソフトウェア製品を選定すること。」との要件がございますが、IPv6対応の通信が必須の要件であるとは見受けられません。 現在貴機構において具体的に計画等がある場合には、その内容を提示いただき、その内容に応じた範囲での適用を要件としていただく等、IPv6に対応した通信を行えるソフトウェア製品の範囲を明確にして頂く、または「IPv6に対応した通信を行えるソフトウェア製品を可能な限り選定すること。」等要件の緩和をご検討いただけますようお願い致します。	ご指摘のとおり、本調達においてIPv6対応の通信が必須の要件はありませんので、要件定義書から記載を削除し、本公告において提示いたします。
42	要件定義書	P.22 4.11(2)②ア	質問	「導入するソフトウェア製品間の組み合わせ及びハードウェアとの組み合わせを事前検証した上で、本調達に応札すること」とありますが、受託前に実機での検証を行うことは現実的ではないことから、事前の検証とはソフトウェアにおけるOS適用状況等、製品仕様をもとに机上で確認可能な範囲での検証を行うという認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。机上にて確認した結果と実機での確認結果が異なる場合は本受託者の責任において対応することとなります。
43	要件定義書	P.23 4.11(2)③	質問	クライアント環境において、現行クライアント端末環境と次期クライアント端末環境の両環境で、業務アプリケーションの動作検証を行う必要があるという認識でよろしいでしょうか。 認識に相違ない場合、想定されるバージョンや仕様によっては本システムへの影響が大きい可能性がありますので、次期クライアント端末環境の具体的な要件について、本調達の公示までに提示いただけますよう、よろしくお願い致します。 なお、本受託者が総合テスト等を行う際の動作確認用として現行及び次期それぞれの端末(「VDT」「WM」)を貴機構より貸与いただけると考えてよろしいでしょうか。	No.54の回答のとおり、稼働時期の見直しを行うことにより、本要件にも変更が生じます。 更改後の本システム稼働時、クライアント端末は次期機種となりますが、全国の拠点の端末を順次入れ替えするため、一定期間、新旧端末が並行して稼働します。 したがって、更改後の本システムは、新旧両方の端末をクライアントとして使用することとなります。 要件定義書を修正し、本公告において提示いたします。 なお、総合テスト工程において、新旧クライアント端末の貸与は可能です。具体的な時期等については機構と協議の上で決定します。
44	要件定義書	P.25 4.12(2)④	要望	【役務範囲について】 基盤結合テストについて、本受託者が主体的に実施することとなっておりますが、基盤構築業者が選定した市販ソフトウェア製品の製品間の動作確認や基盤構築業者が作成した運用ツールの連動確認等、基盤構築業者が主体的に実施する基盤結合テストも必要となる認識です。役務の見直しをお願い致します。	ご認識のとおり、指定ソフトウェア製品以外の製品を対象とした基盤結合テストは、基盤構築業者が主体的に実施します。本受託者が主体的に実施する基盤結合テストは、指定ソフトウェア製品を対象とするため、その旨を要件定義書に明記し、本公告において提示いたします。
45	要件定義書	P.26 4.12(2)⑥	要望	「受入テスト」に関して、実施環境の前提や実施するユーザ、拠点等の記載がございません。 対応範囲により作業内容や作業範囲に大きく影響する可能性があるため、実施環境や実施拠点の前提を記載いただけますよう、よろしくお願い致します。 なお、コールセンターを含む各拠点向けに本番環境を用いた受入テストを実施する場合、当該システムにアクセスするURL等を新たに払出して頂くことが可能であるとの理解でよろしいでしょうか。	受入テストは、本部の拠点内において、受託者に用意いただく稼働維持環境で実施します。より詳細に要件定義書に明記し、本公告において提示いたします。

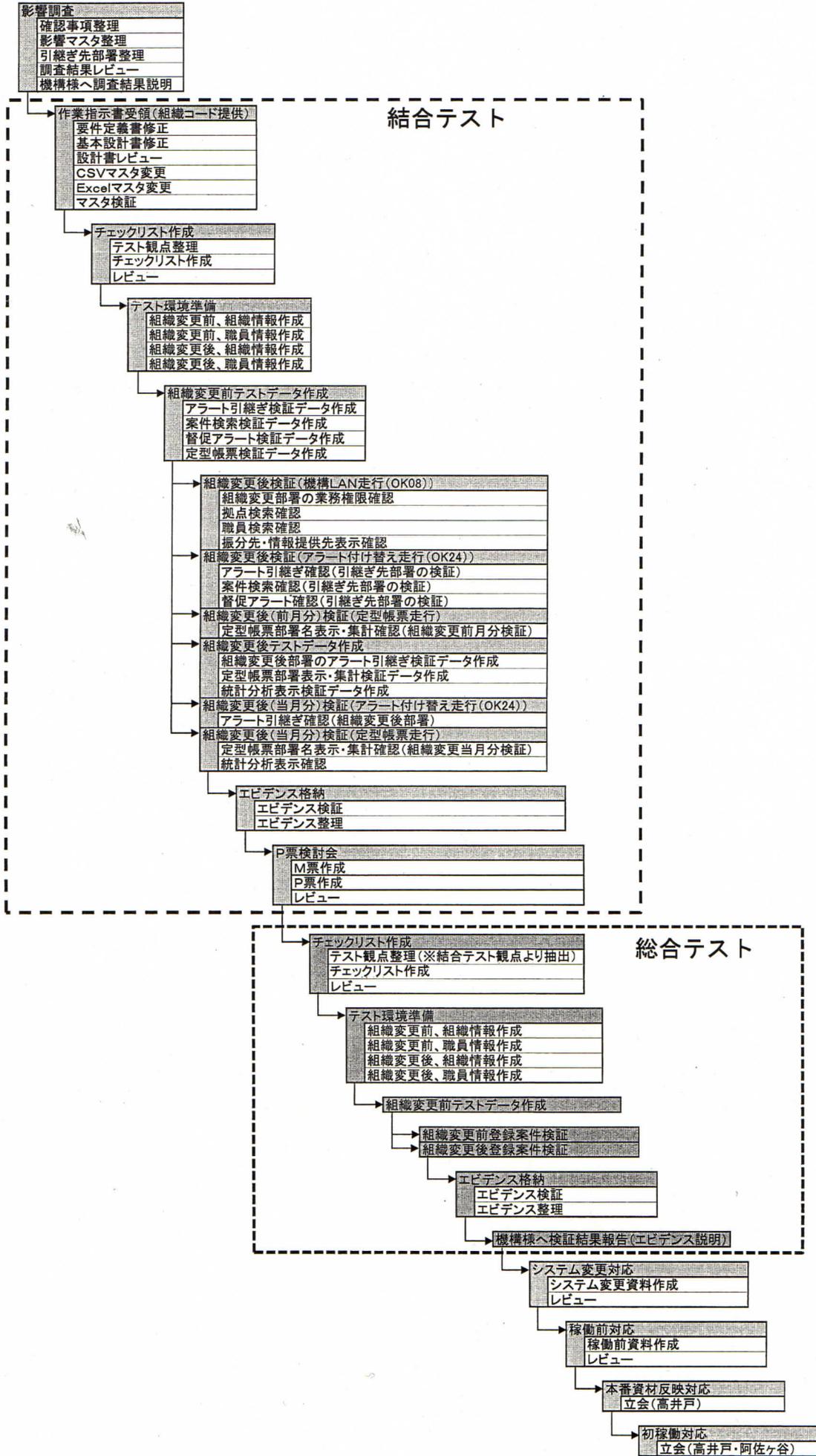
No.	該当資料	ページ 章番号等	区分	意見内容	回答
46	要件定義書	P.28 4.13(1)②イ	質問	「現行システムにおけるAPや各種ソフトウェアのログデータについては、参照可能なファイル形式で外部記録メディア等に保管すること」とありますが、市販ソフトウェアによってはバイナリ形式で保存されるログや、その製品からのみ参照可能な形式で保存されるログが存在する可能性があります。その場合参照可能な形式に変換する必要があります。 移行対象のログデータは、現行システムに保管されている形式のまま加工せず、外部記録メディア等に保管するという認識でよろしいでしょうか。そうではなく、既存ソフトウェアの過去のログを定期的に関覧する必要がある等の要件がある場合、その目的や参照頻度、及び本受託者が対応すべき範囲を明確にさせていただきますよう、よろしくご依頼致します。	移行対象のログデータは、運用管理者が抽出しますが、受託者は、ログデータを参照するために特別なソフトウェアが必要なものについては、データ形式の変換を実施したうえで外部記録メディア等に格納してください。 また、ログデータは年数回程度実施するシステム監査やシステム点検の際に参照することを目的として保管します。その旨を要件定義書に明記し、本広告において提示いたします。
47	要件定義書	P.29 4.13(1)⑥	要望	本番切替に伴うシステムの計画停止は、平成30年12月29日から平成31年1月3日までの期間となっており、現行システムのデータを運用管理者が外部媒体等に抽出するとなっておりますが、本受託者に移行対象データを提供可能となる時期について、明記いただけますようご検討をお願いいたします。 また、コールセンター支援システムの移行対象データ(貴機構にて準備)の提供時期についても、あわせて要件定義書に記載いただけますよう、ご検討お願い致します。	要件定義書を修正し、本広告において提示いたします。
48	要件定義書	P.32	質問	4. 15教育に関する事項 (3)マニュアルの作成について、現行システム操作マニュアルの体系は利用者の役割ごとに作成されており、アプリケーション改修部分を反映するという理解でよろしいでしょうか。	システム操作マニュアルは、各機能ごとに操作方法を記載したものであり、一部利用者の権限によって操作方法が異なる場合は、役割ごとに記載を分けています。 また、「4. 2(2)成果物に関する要件」のとおり、現行システムにおけるドキュメントは機構から受託者へ提示し、受託者は修正のうえ納入成果物として納品することとしているため、システム操作マニュアルについてもご認識のとおりです。
49	要件定義書	P.33 4.16 (1)③ア	要望	「オンライン処理の停止中に障害が発生した際は、1時間以内に障害一次切り分けを開始すること。」との記載がございますが、システム監視業務時間帯以外は障害検知ができませんので、1時間以内の障害切り分け開始が困難と想定されます。要件の見直しをご検討いただけますようよろしくご依頼致します。	ご指摘のとおり、オンライン稼働時間とシステム運用監視業務の時間帯が同じ(8:15~22:00)であることから、オンライン処理の停止中は1時間以内の障害一次切り分けが不可能となります。そのため、「運用管理者の監視時間帯中に障害が発生した際は、速やかに障害一次切り分けを開始すること」とし、調達仕様書にもその旨修正のうえ、本広告において提示いたします。

No.	該当資料	ページ 章番号等	区分	意見内容	回答
50	要件定義書	P.34 4.16(1)⑤	要望	【役務範囲について】 「表4.16.2 パッチ適用ポリシー No1」の要件として、「セキュリティパッチ及び障害パッチについては、基盤構築業者が月次で情報提供を行い、～」と記載がございますが、「別紙2 関連業者との役割分担表(項番229,230)」では、基盤構築業者が担当する製品は基盤構築業者が、開発受託者が担当する製品は開発受託者がセキュリティパッチの情報提供を行うように見受けられます。 整合性のとれた役割(要件)にさせていただきますよう見直しをお願い致します。	表4.16.2のとおり、セキュリティパッチ及び障害パッチについては、基盤構築業者が情報提供を行います。「別紙2 関連業者との役割分担表」を修正し、本公告において提示いたします。
51	要件定義書	P.34 4.16(1)⑥	要望	【役務範囲について】 ウイルス定義ファイル更新ポリシーについて、要件定義書における「本番環境への適用」が本受託者、基盤構築業者等の区別なく記載されております。ウイルス定義ファイルの本番環境への適用は役務分担表に従い、運用管理業者の役務の認識でよろしいでしょうか。 認識に相違ない場合、要件定義書にその旨を記載いただけますよう、お願い致します。	ご認識のとおり、ウイルス定義ファイルの本番環境への適用は運用管理業者の役務となります。要件定義書を修正し、本公告において提示します。
52	要件定義書	P.35 4.16(2)②	質問	【役務範囲について】 「多重障害時で業務を停止させた場合は、復旧目標時間内で業務を再開させるものとする」と記載がございますが、ハードウェア及び市販ソフトウェアの多重障害に伴う業務停止の場合、本要件は基盤構築業者に対する要件という認識でよろしいでしょうか。	ハードウェア及び指定ソフトウェア製品の多重障害による業務停止の場合、本受託者、基盤構築業者及び運用管理業者に対する要件となります。 また、ハードウェア及び指定ソフトウェア製品以外の製品の多重障害による業務停止の場合は、基盤構築業者及び運用管理業者への要件となりますが、本受託者においても、場合によっては当該多重障害によるアプリケーションプログラムへの影響の調査等の作業協力を行うこととなります。
53	要件定義書	P.37 4.17(2)③	提案	本受託者が提供する保守時間については「平日、特定日ともに原則9:00～17:30」との記載がございますが、本システムのオンライン稼働時間と比較して短時間となっております。 本機能追加等により、機能の追加のみならずシステム利用者の増加等も発生いたします。システム利用者からの問合せは運用管理業者が一次受けすることが可能であると考えておりますが、より迅速、かつ柔軟な対応を行うためにオンライン時間と本受託者の保守時間が同等であることが望ましいケースもあると想定しております。 つきましては、必要に応じて保守時間に関する要件を見直すことを検討願います。	保守時間については、いただいたご意見や、現行システムにおけるAP保守及び運用維持業者の対応状況をふまえ、本公告までに見直しを検討のうえ提示いたします。

No.	該当資料	ページ 章番号等	区分	意見内容	回答
54	要件定義書	別紙1	要望	別紙1のスケジュールを拝見すると、アプリケーション改修業務受託者が製品選定を行い、それを元にハードウェア機器等の更改の受託者は基盤の構築を行い、アプリケーション改修受託者への環境提供が行われる認識です。 ハードウェア機器等更改受託者の環境設計、基盤構築作業には、アプリケーション改修受託者が行う詳細設計の情報が必要と考えますので、アプリケーション改修業者は、必要な設計情報をいつまでに提供しなければならないかを明確にする必要があると考えます。 また、スケジュール上ハードウェア機器等更改受託者からの環境提供が平成30年6月になっており、受託者決定から約2カ月で環境提供する非常にタイトなスケジュールとなっております。アプリケーション改修受託者が提供する設計情報の内容や、ハードウェア機器等更改受託者から提供される環境の状態についても明確に決定しなければ、スケジュール通りの履行は難しいと考えます。	別紙1は、要件定義書にも記載しているとおり、機構において想定したスケジュールであり、実際のスケジュールは本団達の契約締結後、プロジェクト計画書の策定時に、受託者が機構と協議のうえ作成することとなります。 なお、構築に必要な期間については、稼働時期の見直しによる構築期間の確保を検討しており、本公告において提示いたします。
55	要件定義書	別紙1非機能要件	要望	別紙1非機能要件に各種数値情報(人数、件数、データ量、トランザクション量等)の記載がございますが、現行システムに関する要件のまま記載されているものと、本受託業務で対応する改善事項等を考慮したものが混在しているように見受けられます。 設計(処理方式)等に影響がございますので、更改後の情報に見直しをいただけますよう、よろしくお願い致します。なお、見直しあたり「要件定義書」の記載も整合性の取れた内容にさせていただきますよう、よろしくお願い致します。	「別紙1 非機能要件」の項番8「業務処理量」は、現行システムにおける業務処理量となっていたため、更改後に想定する業務処理量に修正し、本公告において提示いたします。 また、要件定義書4.3(3)「処理件数」についても見直しを行い、本公告において提示いたします。
56	要件定義書	別紙3 機能要件整理 表	要望	「OKY-Y30-N09 年金相談だけでなく、国民年金関係業務、厚生年金保険関係業務に係る機能に変更すること。 1. 「年金相談事跡」に係る画面、帳票等の名称を変更すること。」 について、変更対象の画面数、帳票数等の想定作業量を明示願います。	「年金相談事跡」に係る画面は28画面、帳票は7帳票を想定しております。要件定義書に明記し、本公告において提示いたします。
57	要件定義書	別紙3 機能要件整理 表	要望	「OKY-Y30-N19 年金相談事跡情報の細分化ができること。 1. 【年金相談事跡登録画面(特記事項)】に、年金相談業務にかかる新たな項目を追加すること。 2. 【年金相談事跡登録画面(相談終了)】における「相談区分」(Ⅰ～Ⅳ)の選択項目について、年金相談業務にかかる内容を再整理し、新たな追加項目として追加すること。」 について、新たに追加する項目数等の想定作業量を明示願います。	OKY-Y30-N19「1.」の年金相談業務にかかる新たな項目は、2～3項目程度の追加を想定しています。 また、「2.」における新たな追加項目を含めた項目数は、現行の項目数と同程度を想定しています。 要件定義書に明記し、本公告において提示いたします。
58	要件定義書	別紙3 機能要件整理 表	要望	OKY-Y30-N10、OKY-Y30-N19、OKY-Y30-N20、OKY-Y30-N21 について、帳票「年金相談者別統計表(月報)」「年金相談内容別統計表(月報)」に関する機能改修のご要件が記載されておりますが、帳票「年金相談者別統計表(日報)」「年金相談内容別統計表(日報)」について、同様の改修が必要なが想定されます。認識に相違ない場合、要件に追記をお願いいたします。	OKY-Y30-N10、OKY-Y30-N19、OKY-Y30-N20、OKY-Y30-N21 における帳票「年金相談者別統計表(月報)」「年金相談内容別統計表(月報)」は、帳票「年金相談者別統計表(日報)」「年金相談内容別統計表(日報)」の誤りです。(「月報」の改修は不要です) 要件定義書を修正し、本公告において提示いたします。

No.	該当資料	ページ 章番号等	区分	意見内容	回答
59	要件定義書	別紙7 基盤対象ソフト ウェア (現行)	質問	運用管理ソフトウェアについて、要件定義書P32 4. 16運用に関する事項を満たせるのであれば現行とは別の運用管理ソフトを導入してもよいという理解でよろしいでしょうか。	調達仕様書及び要件定義書の要件を全て満たすシステムを構築するために必要な製品について、選定根拠と合わせて製品候補一覧において提示していただくこととしています。
60	要件定義書	別紙7 基盤対象ソフト ウェア (現行)	質問	統計情報用ソフトウェアについて、要件定義書P5 3. 4情報データに関する事項に記載の情報・データが出力できるのであれば、現行とは別の統計情報用ソフトを導入してもよいという理解でよろしいでしょうか。	調達仕様書及び要件定義書の要件を全て満たすシステムを構築するために必要な製品について、選定根拠と合わせて製品候補一覧において提示していただくこととしています。
61	要件定義書	別紙9 対応実績	質問	4.イベント対応において、組織変更対応(実績)のマスタ変更等に、1回あたり197.0人時とありますが、作業時間が大きくなっている理由(内容)を具体的に記述していただけないでしょうか。	<p>組織変更の内容(機構本部、年金事務所、事務センター等)における部署の新設・廃止・統合等)、規模によって前後はしますが、主に以下の作業について、作業時間が大きくなっています。</p> <p>①マスタテーブルの修正 ②テストデータ作成、テスト</p> <p>参考資料として、組織変更対応に係る作業の内訳等を添付しますので、別添1～3をご確認ください。</p> <p>例えば、マスタテーブルのうち、「廃止組織マッピング」では、廃止組織と引継ぎ先組織の紐付けを定義していますが、過去にA部署→B部署の組織変更が行われ、今回B部署→C部署への組織変更が行われた場合、テーブルへのレコード追加は、B部署→C部署だけでなく、A部署→C部署も行う必要があり、さらに3業務(お客様の声、事件・事故・事務処理誤り、年金相談事跡)それぞれで追加を行うため、計6レコードの追加を行う必要があります。これらを現状、手作業で行っていることから、テストについても6パターン実施しており、このテストデータの作成についても手作業で行うために、作業時間が大きくなってしまっています。(各マスタテーブルの詳細については、本公告期間中の資料閲覧において、基本設計書のエンティティ定義を確認してください)このため、現行システムの分析、作業工数を削減するための改善策、改善策を実施することによる改修等の工数、実施後の組織変更に係る作業工数について検討いただき、提案してください。</p>
62	要件定義書	別紙一覧	その他	「別紙8 ネットワーク構成図(現行)」について、本文内では参照箇所がなく、「別紙9 対応実績」「別紙10 サービスレベル一覧」が、本文内では「別紙8 対応実績」(P37)、「別紙9 サービスレベル一覧」(P42)となっております。訂正願います。	別紙8 ネットワーク構成図は「4. 11(3)①ネットワーク構成」において参照されています。別紙一覧上の別紙5～10については、本文の別紙番号と不一致があったため、修正した上で、本公告において提示いたします。

組織変更対応の流れ



組織変更に係る作業項目別の作業時間
H27.10月ベース:192H

平成27年10月に実施した実績を基に算出		3回平均						
		業務 (レコード)	Web (レコード)	基本設計書 (枚数)	結合テスト チェック リスト (件数)	総合テスト チェック リスト (件数)		
		228	395	41	23	11		
作業項目		対象数	(単位)	単価	(単位)	(分)	(時間)	
マッピング データ作成	マッピングデータ定義	623	レコード	3	分	1,869	31	
	机上確認	6	テーブル	90	分	540	9	
	計					2,409	40	
設計書 修正	仕様調整	4	人	180	分	720	12	
	設計書修正	41	枚	30	分	1,230	21	
	保守業者社内レビュー、修正	10	人	60	分	600	10	
	機構内レビュー	2	人	60	分	120	2	
	機構内修正	2	人	30	分	60	1	
	計					2,730	46	
マスタ変更	結合テスト環境(手順書作成等準備)	2	人	120	分	240	4	
	結合テスト環境(マスタ反映)	2	人	120	分	240	4	
	稼働維持環境(手順書作成等準備)	2	人	120	分	240	4	
	稼働維持環境(変更前データ作成)	2	人	240	分	480	8	
	稼働維持環境(マスタ反映)	2	人	150	分	300	5	
	計					1,500	25	
追加 パターン テスト	結合 テスト	チェックリスト作成	23	件	24	分	552	9
		保守業者社内レビュー、修正	10	人	60	分	600	10
		機構内レビュー、修正	6	人	30	分	180	3
		テストデータ作成	2	人	180	分	360	6
		テスト	23	件	48	分	1,104	18
		テスト結果整理	2	人	60	分	120	2
	総合 テスト	チェックリスト作成	10	件	24	分	240	4
		保守業者社内レビュー、修正	10	人	60	分	600	10
		機構内レビュー、修正	6	人	30	分	180	3
		テストデータ作成	2	人	150	分	300	5
		テスト	10	件	48	分	480	8
		テスト結果整理	2	人	60	分	120	2
		計					4,836	81

組織変更ケースに関するマスターテーブルの影響

●:必須、○:組織変更対象部署次第、△:役職次第

項番	組織変更対応マスターテーブル	レコード の項目数	組織変更対応の関連業務			組織情報																職員情報										
			お客様の声	事件・事 故・事務処 理誤り	年金相談 事務	機構本部				事務センター				年金事務所								役職名 変更	新規役職 追加	役職廃止								
						名称変更		既存 統廃合		新設 統廃合		新規追加		名称変更		既存 統廃合		新設 統廃合		新規追加												
						部	G	部	G	部	G	部	G	拠点	部/課	拠点	部/課	拠点	部/課	拠点	部/課				拠点	部/課	拠点	部/課				
1	ENK030:廃止組織マッピング	20	☆	☆	☆	●	●	●	●	●	●	-	-	●	●	●	●	●	●	-	-	●	●	●	●	●	●	-	-	-	-	-
2	orgmapping.csv:WebPlant組織変更マッピング定義	9	☆	☆	-	-	-	●	●	●	●	-	-	-	-	●	●	●	●	-	-	-	-	●	●	●	●	-	-	-	-	-
3	ENJ035:統計・事件事故拠点名編集順管理	7	-	☆	-	●	-	●	-	●	-	●	-	●	-	●	-	●	-	●	-	●	-	●	-	●	-	-	-	-	-	-
4	ENo007:統計・お客様の声部署名編集順管理	4	☆	-	-	●	-	●	-	●	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	ENZ008:事件・事故・事務処理誤り振分先管理	7	-	☆	-	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6	ENZ014:お客様の声振分先拠点管理	3	☆	-	-	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7	ENK032:オフィス情報管理マスタ	9	-	-	☆	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-
8	FLZ0010:所属部署例外マッピング	2	☆	☆	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△	△	△	△	△
9	FLZ0020:拠点・県マッピング情報	4	-	☆	☆	-	-	-	-	-	-	●	-	●	-	●	-	●	-	●	-	●	-	●	-	●	-	-	-	-	-	-
10	FLZ0040:統計分析ライセンス情報	4	-	-	☆	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○	-	●	-	-	-	-	-	-
11	FLZ0130:組織・アクセス権限拠点マッピング情報	9	☆	☆	☆	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
12	FLZ0140:役職・アクター定義マッピング情報	5	☆	☆	☆	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△	△	△	△	△

組織変更対応マスターテーブルに係る観点		ENK030	orgmapping.csv	ENJ035	ENo007	ENZ008	ENZ014	ENK032	FLZ0010	FLZ0020	FLZ0040	FLZ0130	FLZ0140
		廃止組織マッピング	WebPlant組織変更マッピング定義	統計・事件事故拠点名編集順管理	統計・お客様の声部署名編集順管理	事件・事故・事務処理誤り振分先管理	お客様の声振分先拠点管理	オフィス情報管理マスタ	所属部署例外マッピング	拠点・県マッピング情報	統計分析ライセンス情報	組織・アクセス権限拠点マッピング情報	役職・アクター定義マッピング情報
組織変更後検証 (機構LAN走行(OK08))	組織変更部署の業務権限確認	-	-	-	-	-	-	-	●	-	-	●	●
	拠点検索確認	●	-	-	-	-	-	●	-	-	-	-	-
	職員検索確認	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	振分先・情報提供先表示確認	-	-	-	-	●	●	-	-	-	-	-	-
組織変更後検証 (アラート付け替え走行(OK24))	アラート引継ぎ確認(引継ぎ先部署の検証)	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	案件検索確認(引継ぎ先部署の検証)	●	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	督促アラート確認(引継ぎ部署の検証)	●	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
組織変更後(前月分)検証 (定型帳票走行)	定型帳票部署名表示・集計確認(組織変更前月分検証)	●	-	●	●	-	-	●	-	●	-	-	-
	アラート引継ぎ確認(組織変更後部署)	●	-	-	-	-	-	-	●	-	-	●	●
組織変更後(当月分)検証 (アラート付け替え走行(OK24))	定型帳票部署名表示・集計確認(組織変更当月分検証)	●	-	●	●	-	-	●	-	-	●	-	-
	統計分析表示確認	●	-	-	-	-	-	●	-	-	-	●	-